

お知らせ

令和8年台風第 25号に伴う災害等で

被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ

令和8年台風第25号及び前線による大雨に伴う災害等で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。

なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。

また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

【災害救助法の適用地域(内閣府発表)】(令和8年9月4日現在)の内

共済会加入契約市町村

【千葉県】

流山市（ながれやまし）、御宿町（おんじゆくまち）、東金市（とうがねし）

○被害状況：令和8年台風第25号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の15市8町1村、東京都の1町、神奈川県の上2市に災害救助法の適用を決定した。

○留意事項：令和8年8月13日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第25号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

※今後、災害救助法の適用地域が拡大された場合には、同様の取扱いといたします。
適用地域の詳細につきましては内閣府のホームページをご確認ください。

内閣府 HP「災害救助法の適用状況」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html